

知的財産推進計画2026とAI基本計画素案の生成AI施策 整合性検証

Executive Summary

本調査の結論は、両文書は理念レベルでは概ね整合しているが、生成AIをめぐる実務運用の単位では、定義・責任主体・実施スケジュール・権利処理の具体化に有意なギャップが残る、というものである。知的財産推進計画2026は、生成AIと知的財産権の関係を「技術進歩」と「権利保護」の両立として捉え、法・技術・契約の組合せ、クリエイターへの対価還元、透明性、営業秘密や限定提供データ、AI利用発明まで射程に入れている。他方、AI基本計画（素案）は、AI法の下で、AI利活用の加速、データ共有、行政実装、ガバナンス、国際主導を広く掲げつつ、知財については「透明性」「対価還元」「侵害対策相談」「生成物の知財の在り方検討」とどまり、具体的な定義・権利処理ルール・省庁分担がなお粗い。¹

最大の課題は、知財計画が生成AI固有の知財論点をかなり具体的に列挙しているのに対し、AI基本計画（素案）は全政府的な推進文書であるにもかかわらず、知財領域の実装単位を十分に定義していない点にある。AI法自体は「人工知能関連技術」を定義するが、生成AI、学習データ、出力物、権利帰属、フェアユース相当、二次的著作物、データ提供者の権利といった実務上必須の語彙は法律にも両計画にも明示定義がない。しかも、同日に公表された政府の生成AI調達・利活用ガイドラインは、生成AI、AIモデル、生成AIモデル、学習等の語を定義しており、政府全体では既に使っている概念が、AI基本計画本文には落ちていない。この欠落は、行政調達、委託契約、監査、説明責任の現場で齟齬を生みやすい。²

また、責任主体の粒度の違いも大きい。知財計画2026は、AI開発者・AI提供者・AI利用者・権利者等という実務のバリューチェーンに近い主体整理を示し、文化庁による著作物等データの有償提供の調査研究、経済産業省による営業秘密規律の見直し、知的財産戦略推進事務局による透明性検討など、比較的明確な担当像が読み取れる。対してAI基本計画（素案）の知財箇所は「◎内閣府、関係省庁」のような広い書き方が多く、他計画との連携条項でも科学技術・イノベーション基本計画やデジタル重点計画は明示される一方、知的財産推進計画は明示列挙されていない。このため、AI政策全体の中で知財論点が「誰のKPIで、どの会議体が、いつレビューするのか」が曖昧である。³

さらに、スケジュール設計にもズレがある。知的財産推進計画2026は2026年6月12日に決定され、クリエイター対価還元のための複数年度の調査研究・実証を含む。他方、AI基本計画（素案）は2026年6月19日にパブリックコメントに付され、しかも当面は毎年見直す設計になっている。この構造では、IP側の複数年度実証が回り切る前にAI基本計画側が年次改定され、透明性・対価還元・相談体制・生成物の権利整理が「毎年変わる総論」に吸収されるリスクがある。⁴

要するに、現状は「矛盾」より「接続不足」が問題である。したがって改善の優先順位は、第一に共通用語集と参照関係の明文化、第二に政府調達・行政利用における最低限の透明性要件、第三にクリエイター対価還元・営業秘密保護・AI利用発明・生成物の権利帰属を横断する実務指針の統合、第四にAI基本計画の年次改定に知財計画レビューを組み込むこと、である。⁵

調査対象と方法

本調査で優先した一次資料は、政府公式サイト上の原文である。具体的には、知的財産推進計画2026の公式PDFと官邸の決定記事、AI基本計画（素案）の公式PDF、AI法の法令本文、並びに補助資料として文化庁の「AIと著作権に関する考え方について」、デジタル庁の生成AI調達・利活用ガイドライン、総務省・経済産業

省のAI事業者ガイドライン、個人情報保護委員会の注意喚起、経済産業省のAI民事責任手引き、特許庁資料を用いた。⁶

知的財産推進計画2026については、内閣官房掲載の公式PDFおよび官邸記事に到達できた。もっとも、本文の逐語的抽出は検索インデックス由来の公式PDFスニペットに依拠した箇所があるため、本報告では**断定が強すぎる表現を避け、確認できた文言単位で評価**している。AI基本計画（素案）については、公式PDF本文を直接精読し、知財関連箇所を抽出した。⁷

調査対象	公式出典	公表・決定日	本調査での位置づけ
知的財産推進計画2026	内閣官房・知的財産戦略本部掲載の公式PDF、官邸記事 ⁸	2026年6月12日 ⁹	比較対象の中核文書
人工知能基本計画（素案）	内閣府掲載の公式PDF、e-Govパブリック案件 ¹⁰	2026年6月19日公示、6月23日締切 ¹¹	比較対象の中核文書
AI法	e-Gov法令検索・日本法令外国語訳DB ¹²	2025年6月4日公布 ¹³	基本計画の法的根拠
行政向け生成AIガイドライン	デジタル庁公式PDF ¹⁴	2026年6月12日 ¹⁵	用語定義・行政実装の補助資料
AIと著作権に関する考え方	文化庁公式PDF ¹⁶	2024年3月15日 ¹⁶	著作権解釈の補助資料
AI事業者ガイドライン第1.2版	総務省・経済産業省公式PDF ¹⁷	2026年3月31日 ¹⁸	定義・ガバナンスの補助資料
AI民事責任手引き	経済産業省公式資料 ¹⁹	2026年4月9日 ²⁰	責任論の補助資料

生成AI関連施策の原文対照

まず、両文書の**生成AI関連の施策・条文・用語が、どの程度同じ方向を向いているか**を対照化すると、次のようになる。全体として、理念は近いが、知財計画の方がバリューチェーンと権利類型に近く、AI基本計画（素案）の方が全政府的な推進文書として抽象度が高い。²¹

比較項目	知的財産推進計画2026	AI基本計画（素案）	整合性評価
基本姿勢	生成AIと知財の望ましい関係を、技術進歩と権利保護が両立するエコシステムとして整理し、法・技術・契約を組み合わせる。AI開発者・提供者・利用者・権利者の連携を明示。 ²²	AI法3条を踏まえ、4原則の筆頭に「イノベーション促進とリスク対応の両立」を置く。 ²³	概ね整合。 理念は一致。
行政による生成AI活用	官邸記事では「安心して生成AIを活用できる環境整備」を打ち出す。 ²⁴	政府職員向け生成AI環境「源内」を拡大し、政府自ら先導利用してAI主権、透明性、信頼性確保につなげる。 ²⁵	整合するが、AI計画の方が具体的。

比較項目	知的財産推進計画2026	AI基本計画（素案）	整合性評価
透明性	AI法の基本理念やAI基本計画における「適切な知的財産の保護と利活用につながる透明性の確保」を踏まえると整理。 ²⁶	知財保護と利活用につながる透明性の確保を進めるとし、知財分野をAIガバナンスの一部に位置付ける。 ²⁷	方向は一致。 ただし具体的開示項目は未指定。
クリエイター・コンテンツホルダーへの対価還元	文化庁が、著作物等データの有償提供等の流通に必要な事項について、複数年度で調査研究・実証を行い、必要に応じルール策定を検討。 ²⁸	コンテンツホルダーへの対価還元等の推進を掲げるが、手段や制度設計は抽象的。 ²⁷	重要な粒度差。 AI計画は総論、知財計画は実証・制度寄り。
侵害対策・相談体制	生成AIによる知的財産権侵害対策の相談体制整備、分かりやすい情報提供を進めると明記。 ²⁹	同趣旨をほぼ同じ方向で掲げる。 ²⁷	高い整合。
学習データ・海賊版・権利処理	俳優・声優の肖像・声を学習した生成AIの問題、著作物等データ流通、限定提供データ、営業秘密など、学習入力側の論点が厚い。 ³⁰	組織を越えたデータ共有を促進しつつ、営業秘密等の機微情報の国外流出リスク対応を求める。だが学習データの適法性や権利処理ルールは総論に留まる。 ³¹	実務上のギャップが大きい。
生成物・出力物の権利	声・肖像、知財侵害、対価還元、AI利用発明など横断的に扱う。 ³²	AI利活用により生成された製品・サービスを巡る知的財産権の在り方を検討すると書くが、帰属基準や類型は未提示。 ²⁷	総論は整合、運用基準は未整備。
特許・AI利用発明	AI利用発明の明確化を進めるKPIが確認できる。 ³³	生成物の知財一般には触れるが、発明者・AI利用発明を明示的に分解していない。公開PDF検索でも「発明者」は確認できない。 ³⁴	不整合というより抜け。
営業秘密・限定提供データ	不正競争防止法上の営業秘密規律の救済・国外漏えい防止、限定提供データの管理・活用を扱う。 ³⁵	データ共有促進と営業秘密等の国外流出リスク対応は掲げるが、限定提供データや救済制度は未展開。公開PDF検索でも「限定提供データ」は確認できない。 ³⁶	実務上の接続不足。
他計画との連携	AI法・AI基本計画を踏まえることが読める。 ²⁶	他計画との連携条項では、科学技術・イノベーション基本計画とデジタル重点計画等が明示されるが、知的財産推進計画は明示列挙されていない。 ²⁷	制度連結の弱点。

上表から見えるのは、**政策の「向き」は同じでも、粒度が違う**ということだ。知財計画2026は、生成AIの学習・出力・権利処理・救済・対価還元という知財実務の構成要素に近い。他方、AI基本計画（素案）は、全政府のAI推進・実装・ガバナンスを扱うため、知財部分が「何をするか」は書いていても、「誰が、どの定義

で、どの法領域を、どの時点で扱うか」がなお薄い。これは、総論文書としては理解できるが、**知財計画で先に具体化された争点を十分に受け止めるにはまだ粗い。**³⁷

用語定義と概念整合性

生成AIをめぐる政策は、**用語をどう切るかで法的結論が変わる。**ところが、今回比較した二つの計画文書は、理念や行動方針は書いていても、実務上の重要語の定義を十分には持っていない。AI法は「人工知能関連技術」を広く定義するが、生成AI特有の法的概念を定義しているわけではない。デジタル庁の行政向けガイドラインは、同年6月12日時点で「生成AI」「AIモデル」「生成AIモデル」「学習」を定義しているため、**政府内で実務定義が存在するのに、AI基本計画本文に統合されていないことが今回の比較で最も重要な発見の一つである。**³⁸

用語	知的財産推進計画 2026	AI基本計画（素案）	補完的な公的定義・関連資料	評価
生成AI	施策対象として明確に扱うが、操作的定義は確認できない。 ³⁹	「生成AI利用環境」「生成AIによる知財侵害」等は使うが、定義条項はない。 ⁴⁰	デジタル庁ガイドラインは「文章、画像、プログラム等を生成できるAIモデルに基づくAI」と定義。 ⁴¹	定義欠落。 共通定義が必要。
学習データ	著作物等データの有償提供、声・肖像の学習、限定提供データ等に触れるが、語の定義は未確認。 ⁴²	データ共有や機微情報流出リスクは扱うが、「学習データ」の定義はない。 ⁴³	デジタル庁ガイドラインは「学習」を定義し、訓練・検証・テストデータへ区分。文化庁はAI学習用データセット、事前学習、追加学習を整理。 ⁴⁴	高リスクの未定義。
出力物	俳優・声優の声や肖像と認識される出力問題を扱う。 ⁴⁵	生成された製品・サービスの知財の在り方検討に言及。 ²⁷	文化庁はAI生成物の著作物性を、人間の創作意図・創作的寄与で整理。 ⁴⁶	方向性は近いが帰属基準が抜けている。
著作権帰属	知財侵害・対価還元は扱うが、帰属ルール自体は確認できない。 ⁴⁷	生成物の知財の在り方検討とあるのみで、帰属基準は未提示。公開PDF検索でも「帰属」は確認できない。 ⁴⁸	文化庁・米国著作権局はいずれも、人間の創作的関与を重視。 ⁴⁹	最重要の空白。
フェアユース相当	明示なし。日本法上は明確なフェアユース一般条項ではなく、情報解析目的の権利制限が実務上の近接概念。 ⁵⁰	明示なし。公開PDF検索でも確認できない。 ⁵¹	文化庁は著作権法30条の4を、AI学習を含む情報解析の場面で整理。 ⁵⁰	比較法上の言い換え不足。

用語	知的財産推進計画 2026	AI基本計画（素案）	補完的な公的定義・関連資料	評価
二次的著作物	明示定義は確認できない。 ⁵²	明示なし。公開PDF検索でも「著作物」自体が操作的定義として使われていない。 ⁵³	文化庁文書は依拠性・類似性、開発段階・生成段階を中心に整理。 ⁵⁴	論点整理の軸がずれている。
データ提供者の権利	著作物等データの有償提供、限定提供データの管理・活用、営業秘密を通じて権利・利益保護を示唆。 ⁵⁵	データ共有促進を明示する一方、データ提供者の権利・対価・差止・監査権限の類型は示さない。 ⁴⁰	AI事業者ガイドラインは第三者の個人情報・知財への留意、アクセス管理を求める。 ⁵⁶	政策目的の非対称。

この比較で特に重要なのは、**知財計画2026が権利処理とデータ流通の制度課題に接近しているのに対し、AI基本計画（素案）は用語定義を欠いたまま、それらをAIガバナンスの一項目として包摂していることだ。**政策の外延が広いこと自体は問題ではないが、広い文書ほど、最低限の共通辞書がないと、各府省・自治体・調達先・受託事業者で別々の理解が立つ。とりわけ、学習データ、出力物、生成物の知財、データ提供者の権利は契約書・調達仕様書・共同研究契約で必ず問題になる。ここが未定義のままでは、**省庁横断の整合性は文言上保証されない。**⁵⁷

権利・責任・実務リスク

両文書の比較を、権利帰属、著作権・特許・営業秘密・データ保護・プライバシー・責任の観点から見ると、**知財計画2026は私法・知財法の論点を細かく拾い、AI基本計画（素案）は行政・産業・ガバナンスの側から包み込む構造になっている。**この構造は相互補完的にも見えるが、実務では「どの論点をどの法体系で先に評価するか」を誤ると、調達、研究開発、事故対応が止まる。⁵⁸

領域	知的財産推進計画2026の扱い	AI基本計画（素案）の扱い	実務上の齟齬・リスク
著作権	生成AIと知財の両立、対価還元、侵害相談体制、分かりやすい情報提供を重視。 ⁵⁹	透明性確保、対価還元、侵害対策、生成物の知財の在り方検討を掲げる。 ²⁷	方向性は近いが、学習データの適法性審査、出力の侵害判定、帰属判断の基準が両計画とも外部化されている。
特許	AI利用発明の明確化をKPIとして示す。 ³³	生成された製品・サービスの知財一般は扱うが、発明者・AI利用発明の明示整理は薄い。 ³⁴	AI assisted inventionの出願実務、発明者記載、共同研究契約の成果帰属で不確実性が残る。
営業秘密	不正競争防止法上の営業秘密規律の救済・国外漏えい防止を検討。 ⁶⁰	データ共有を促進しつつ、営業秘密等の国外流出リスクに対応。 ⁴³	データ共有促進と秘密管理強化が同時進行するため、データスペースやRAGでの境界管理が甘いと秘密性喪失や漏えいリスク。
データ保護	限定提供データの管理・活用の在り方を扱う。 ⁶¹	組織横断のデータ共有、官民連携データ利活用を推進。 ⁴³	データ提供者の対価・利用制御・監査権限の設計がAI計画側で薄く、契約依存が強まる。

領域	知的財産推進計画2026の扱い	AI基本計画（素案）の扱い	実務上の齟齬・リスク
プライバシー・個人情報	生成AI固有に深く展開しているとは確認しにくい。知財侵害・透明性文脈と接続。 ²⁶	AI法3条4項の下で個人情報漏えい防止は原則レベルにあり、AI基本計画も国民の権利保護や透明性・公正性を重視。 ⁶²	実務ではPPCの生成AI注意喚起が別建てで存在し、知財・個人情報の横断評価が一体化していない。 ⁶³
民事責任・製造物責任	侵害抑止、損害回復、知財保護のエコシステムを志向。官邸も損害回復と侵害抑止に言及。 ⁶⁴	自律行動型AIにより責任の所在が曖昧化するとし、責任分界の継続検討を明記。 ⁶⁵	民事責任の実務整理は経産省手引きが別途存在するが、AI基本計画本文では知財侵害責任との接続が未成熟。 ¹⁹
行政責任	主として知財保護・制度整備中心。 ⁶⁶	行政にAIエージェントを導入するルール整備、透明性・公正性、行政事務での留意点整理を明記。 ⁶⁷	行政利用では、著作権・個人情報・説明責任が一体で発生するが、知財計画との接続ルートが明文化されていない。

ケーススタディ

事例	想定場面	主な法的リスク	両文書の齟齬がどこで出るか
行政広報での生成画像・音声利用	自治体が観光PR動画を生成AIで作成し、著名声優風の音声や既存作品に似た画像を使う。	著作権侵害、人格権・肖像/声の利用、行政説明責任、調達瑕疵。知財計画は声・肖像問題を拾うが、AI基本計画は行政利用ルールと権利侵害法的整理を別々に書く。 ⁶⁸	行政部門はAI基本計画とデジタル庁ガイドラインに従うが、知財評価は知財計画・文化庁見解に依拠する。共通チェックリストがないと審査が分断する。 ⁶⁹
企業間データ共有型のバーティカルAI	製造業がサプライチェーン横断でデータ共有し、品質予測やRAGを使う。	営業秘密の漏えい、限定提供データの逸脱利用、国外移転、モデル逆推定。AI基本計画はデータ共有を前進させ、知財計画は営業秘密・限定提供データ保護を強める。 ⁷⁰	推進と保護の両方を要求するが、共有前の権利分解・匿名化・アクセス制御・監査要件がAI基本計画本文には不足している。 ⁵⁶
AI支援発明の出願	研究部門が生成AI/エージェントAIで材料候補を探索し、特許出願する。	発明者性、寄与の立証、共同研究先データの権利処理、営業秘密との二重管理。知財計画はAI利用発明明確化を掲げるが、AI基本計画は生成物の知財一般にとどまる。 ⁷¹	特許実務ではJPO資料や審査事例が必要だが、AI基本計画本文だけでは出願戦略・証拠保全に足りない。 ⁷²
行政判断支援AIでの事故・損害	行政がAIエージェントで補助金審査や相談仕分けを行い、誤判断で損害が生じる。	行政責任、不法行為、差別・透明性、公平性、ログ保存義務。AI基本計画は行政ルール整備と責任分界を掲げる。 ⁷³	知財計画はこの類型を中心には扱わないため、生成物が知財を侵害しつつ行政判断にも使われる複合事案で、参照文書が二重化する。 ⁷⁴

これらの事例が示すのは、**法律が足りないというより、参照順序と責任分解が足りない**という点である。現場では、まず「利用してよいデータか」「出力を対外利用してよいか」「説明責任は誰が負うか」「事故時

の責任は誰に戻るか」を同じワークフローで評価しなければならない。ところが、今の政策文書体系では、知財・個人情報・行政責任・民事責任が別々の文書に分かれており、AI基本計画（素案）がそれらを束ねる役割を十分明示していない。⁷⁵

目標・優先順位・実施主体・スケジュールの整合性

AI基本計画（素案）は、AI利活用の加速、AI開発力の強化、AIガバナンスの主導、AI社会への継続的変革という順序で、第II期計画を設計している。知的財産推進計画2026は、生成AIを「利用促進」よりも先に「権利保護との両立」「透明性」「対価還元」「救済・相談・情報提供」「営業秘密・限定提供データ・AI利用発明」といった具体的論点で整理する。したがって、**両文書の目的は両立するが、優先順位の見せ方が違う**。AI基本計画は利用・実装にドライブをかけ、知財計画は信頼条件を先に定める。行政実務ではこの差が、調達の前段階で「使えるから試す」のか、「権利確認を終えてから試す」のかという意味決定の差になる。⁷⁶

評価軸	知的財産推進計画2026	AI基本計画（素案）	判定
施策目標	技術進歩と知財保護の両立、透明性、対価還元、侵害対策、営業秘密・限定提供データ・AI利用発明対応。 ⁷⁷	世界で最もAIを開発・活用しやすい国、AI利活用加速、開発力強化、責任あるアジャイル・ガバナンス。知財はその一部。 ⁷⁸	目標は両立、知財の比重は非対称
優先順位	権利保護・透明性・対価還元を先に置く傾向。 ⁷⁹	利用促進→開発強化→ガバナンス→社会変革の順。 ⁸⁰	推進先行と保護先行のズレ
実施主体	文化庁、経済産業省、知財戦略推進事務局など、論点別に比較的に読める。 ⁸¹	知財箇所は「◎内閣府、関係省庁」が多く、知財専門行政の役割が薄く見える。出力物の知財のみ内閣府・経産省等を記載。 ²⁷	責任の所在がAI計画側で粗い
スケジュール	複数年度の調査研究・実証が含まれる。 ⁸²	当面は毎年の計画変更を予定。 ²⁷	年次改定と複数年度実証のテンポ差
他計画との連携	AI法・AI基本計画を前提に知財側が整合を意識。 ²⁶	他計画連携において知財計画が明示列挙されていない。 ²⁷	明示的な参照不足
パブコメ・策定順序	6月12日に決定。 ⁹	6月19日に素案公示、23日締切。 ¹¹	知財計画先行、AI計画後追い

ここで最も重要なのは、AI基本計画（素案）の第4章「他の計画等との連携」に、知的財産推進計画が明示列挙されていないことである。本文上は「等」として読める余地はあるが、知財に関する具体施策を同計画自身が持つ以上、明示していないことには実務上の意味がある。各省庁が年次見直しの際に何を必須参照文書と見るかは、本文の明示列挙に大きく依存するためである。したがって、これは単なる文言の瑕疵ではなく、**統治上の優先順位の見え方に影響する抜け落ち**と評価すべきである。²⁷

国際的動向との整合性と日本国内への影響

国際比較で見ると、日本の二文書の関係は、EU・中国に比べると**具体的義務が弱く、米国・英国に比べると全体戦略と知財政策が分かれている**。この違いが、日本国内での整合性問題を増幅している。⁸³

国・地域	主要公式資料	生成AI・知財・データに関する要点	日本への示唆
EU	AI Act、GPAI義務ガイドライン・Q&A ⁸⁴	GPAI提供者に技術文書、著作権ポリシー、学習コンテンツ要約公開等を要求。制度がアクター別・義務別に具体的。 ⁸⁵	日本のAI基本計画が透明性・対価還元に触れるなら、最低限の説明・開示・監査可能性を文書レベルで明確化しないと、対EUの事業適合コストが上がる。
米国	NIST AI RMF、USCO AIレポートPart 2・Part 3 ⁸⁶	AI RMFは安全・透明性・説明可能性・プライバシーを横断管理。USCOは出力の著作権性と学習への著作物利用を段階的に整理。 ⁸⁷	日本は米国型のソフトロー親和的だが、米国は少なくとも著作権論点を分冊で明確化している。日本もAI基本計画と知財計画の間で論点の切り分けを可視化すべき。
英国	Copyright and AI consultation、政府報告、ICO AI/データ保護guidance ⁸⁸	クリエイティブ産業保護とAI成長の両立を同一政策プロセスで扱い、透明性・ライセンス・データ保護を接続。 ⁸⁹	日本は同じテーマを知財計画とAI基本計画に分けているため、英国のような単一論点の見通しが弱い。
中国	生成式AIサービス管理暫行弁法、AI生成合成内容標識弁法、国家標準 ⁹⁰	生成AIサービス提供者へのルール、生成合成コンテンツの表示義務、標識方法を具体化。 ⁹¹	日本のAI基本計画はディープフェイク・透明性を語るが、主文ではラベリングやトレーサビリティ義務が抽象的。国際競争上、最小限の表示・真偽判別枠組みの明文化が必要。

国際比較の含意を日本国内の整合性問題に引き直すと、次の三点が重要である。第一に、**EU型の具体的義務**に対抗するには、日本でも「透明性」の中身を、少なくとも調達・説明・監査レベルで具体化する必要がある。第二に、**米英型の知財・データ保護の論点整理**に対抗するには、日本のAI基本計画と知財計画の参照関係を明文化しなければ、国外事業者にも国内事業者にも読みづらい。第三に、**中国型のラベリング・標識の具体性**に比べると、日本の文書はディープフェイク対策を語ってもコンテンツ表示の制度設計が弱い。結果として、国内では「抽象的には安全・安心だが、契約・監査・紛争に落とすと不明」という状態が残りやすい。 ⁹²

改善提案

以下では、本調査で抽出した課題ごとに、**短期・中期・長期**の実務的かつ政策的改善提案を示す。優先度は「高・中・低」、想定実施コストは「高・中・低」で付した。評価の基準は、法改正の要否、関係省庁の多さ、既存ガイドラインの流用可能性である。 ⁹³

課題	改善提案	時間軸	優先度	想定コスト	根拠
共通用語の欠落	AI基本計画、知財計画、行政ガイドライン、AI事業者ガイドラインに共通する 政府横断用語集 を策定し、「生成AI」「学習データ」「出力物」「生成物の知財」「透明性」「対価還元」の最小定義を統一する。	短期	高	低	既にデジタル庁・AI事業者ガイドライン側に定義資産がある。 ⁹⁴
他計画連携の弱さ	AI基本計画の他計画連携条項に 知的財産推進計画を明示 し、年次改定のチェック対象に加える。	短期	高	低	現在は明示列举がない。AI計画は毎年見直し予定。 ²⁷
知財対策の責任主体が粗い	AI基本計画の知財施策について、内閣府だけでなく、文化庁・特許庁・経済産業省・個人情報保護委員会・デジタル庁の 担当分界表 を付属資料化する。	短期	高	低	省庁別の既存資料が既に散在している。 ⁹⁵
透明性の内容が抽象的	政府調達・行政利用に限ってでも、 最低限の説明項目 を定める。例として、モデル種別、外部API依存の有無、学習データ由来リスクの説明、追加学習の有無、出力ログ保存、権利侵害申告窓口。	短期	高	中	AI基本計画は透明性のみ掲げ、EUはGPAI義務を具体化している。 ⁹⁶
クリエイター対価還元の制度化不足	知財計画の複数年度実証を、AI基本計画の年次レビュー項目に組み込み、 実証→評価→制度化 のロードマップを公表する。	中期	高	中	現状は知財計画側に実証があり、AI計画側は総論のみ。 ⁹⁷
学習データの権利処理とデータ共有促進の衝突	パーティカルAI・官民データ連携向けに、 権利クリア済みデータ、限定提供データ、営業秘密、個人情報混在データ を区分する標準契約条項を作る。	中期	高	中	AI計画はデータ共有を促し、知財計画は秘密管理を強化するため、契約接続が不可欠。 ⁹⁸
AI利用発明の不確実性	特許庁のAI関連発明事例と知財計画KPIを踏まえ、 AI支援発明の発明者性・寄与立証・プロンプト/ログの証拠保全 に関する実務指針を整備する。	中期	中	中	JPO資料はあるが、AI基本計画との接続が弱い。 ⁹⁹
行政AIの説明責任	行政事務での生成AI・AIエージェント利用について、 人間関与の水準、異議申立てルート、ログ保存、再審査ルール を標準化する。	中期	高	中	AI基本計画は行政AIルールと権利保護を掲げる。デジタル庁ガイドラインも土台を持つ。 ¹⁰⁰

課題	改善提案	時間軸	優先度	想定コスト	根拠
ディープフェイク・真偽判別	ラベリングと真偽判別支援技術について、国内標準化・調達要件化・国際相互運用を進める。	中期	中	中	AI計画はディープフェイク・真偽判別・国際標準を示唆、EU・中国は具体化が進む。 ¹⁰¹
断片化した責任論	知財侵害責任、民事責任、製造物責任、行政責任、個人情報保護を横断したAIインシデント評価フレームを整備する。	長期	中	高	現在は経産省手引き、PPC、知財計画、AI計画が分立。 ¹⁰²
法制の将来検証	AI法18条に基づく年次改定プロセスの中に、 知財計画との整合性レビュー と、必要なら法制上措置の検討条項を組み込む。	長期	中	高	AI法10条は法制上措置を予定し、AI計画は年次変更を予定。 ¹⁰³

総合すると、今回の比較で見えたのは、**日本の生成AI政策は、知財の細部を扱う文書と、AI全体を動かす文書が、まだ「相互参照する状態」に止まっており、「共通運用文書を持つ状態」には達していない**という点である。現時点で必要なのは、大規模な法改正よりも先に、用語・責任主体・調達要件・レビュー手順の統一である。その上で、クリエイター対価還元、AI利用発明、営業秘密・限定提供データ、行政責任といった争点について、年次改定されるAI基本計画に知財計画の成果と検証を明示的に接続することが、日本の生成AI政策を「抽象的に整合」から「実務的に整合」へ進める最短路だと考えられる。¹⁰⁴

1 3 6 7 8 21 22 26 28 29 30 32 33 35 37 39 42 45 47 52 55 58 59 60 61 68 71 77 79

81 82 95 97 https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/keikaku_all.pdf

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/keikaku_all.pdf

2 12 38 62 103 <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/5066/ja>

<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/5066/ja>

4 9 24 64 66 <https://www.kantei.go.jp/jp/105/actions/202606/12chizai.html>

<https://www.kantei.go.jp/jp/105/actions/202606/12chizai.html>

5 10 23 25 27 31 34 36 40 43 48 51 53 65 67 70 73 76 78 80 96 98 100 101 104 [https://](https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20260619ai/aiplan_2601_draft.pdf)

www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20260619ai/aiplan_2601_draft.pdf

https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20260619ai/aiplan_2601_draft.pdf

11 <https://public-comment.e-gov.go.jp/>

<https://public-comment.e-gov.go.jp/>

13 <https://laws.e-gov.go.jp/law/507AC0000000053>

<https://laws.e-gov.go.jp/law/507AC0000000053>

14 15 41 44 57 69 93 94 https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/decb64eb-f26e-41cb-8d37-f3dd173108b8/59054b35/20260612_resources_standard_guidelines_guideline_01.pdf
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/decb64eb-f26e-41cb-8d37-f3dd173108b8/59054b35/20260612_resources_standard_guidelines_guideline_01.pdf

16 46 49 50 54 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf

17 56 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20260331_1.pdf
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20260331_1.pdf

18 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20260331_report.html
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20260331_report.html

19 20 74 102 <https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260409001/20260409001.html>
<https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260409001/20260409001.html>

63 75 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602_kouhou_houdou.pdf
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602_kouhou_houdou.pdf

72 99 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html

83 85 92 <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/factpages/general-purpose-ai-obligations-under-ai-act>
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/factpages/general-purpose-ai-obligations-under-ai-act>

84 <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/1689/oj/eng>
<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/1689/oj/eng>

86 <https://www.nist.gov/itl/ai-risk-management-framework>
<https://www.nist.gov/itl/ai-risk-management-framework>

87 <https://nvlpubs.nist.gov/nistpubs/ai/nist.ai.100-1.pdf>
<https://nvlpubs.nist.gov/nistpubs/ai/nist.ai.100-1.pdf>

88 89 <https://www.gov.uk/government/consultations/copyright-and-artificial-intelligence/copyright-and-artificial-intelligence>
<https://www.gov.uk/government/consultations/copyright-and-artificial-intelligence/copyright-and-artificial-intelligence>

90 91 https://www.cac.gov.cn/2023-07/13/c_1690898327029107.htm
https://www.cac.gov.cn/2023-07/13/c_1690898327029107.htm